

令和7年度

第1回学校運営協議会

令和7年4月23日（水）13：10～15：10

浜松市立西都台小学校

- 1 開催要件の確認
- 2 校長挨拶
- 3 委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付
- 4 自己紹介
- 5 学校運営協議会規則の確認
- 6 会長の選出
- 7 副会長の指名
- 8 議長の選出
- 9 前回会議録確認
- 10 熟議
 - (1) 令和7年度学校運営の基本方針
 - (2) 夢育やらまいかCS加算分について
- 11 報告
 - (1) 令和7年度いじめ防止基本方針
 - (2) 学校支援コーディネーターの活動(坂下CD)
- 12 連絡
 - 令和7年度第2回開催日時【予定】 7月23日(水) 13:10-15:10

令和7年度 西都台小学校 学校運営協議会出席者一覧

【学校運営協議会委員】

NO.	氏名	役職など
1	田澤 健司 (会長)	学識経験者(元私立学校副理事長)
2	池谷 智晴 (副会長)	元小学校長・元幼稚園長
3	高部 信男	志都呂団地自治会長
4	横原 広明	志都呂自治会長
5	稲垣 正彦	西鴨江自治会長
6	松下 正行	学識経験者(市議会議員)
7	坂下奈生子	学校支援コーディネーター
8	吉野 好永	民生委員・児童委員
9	辻村 悠介	R7 PTA顧問
10	八嶋 志帆	R7 PTA副会長

【オブザーバー】

野嶋 俊之	入野協働センター所長
-------	------------

【学校職員】

NO.	氏名	役職など
1	井口 幸英	校長
2	山内 剛治	教頭
3	大木 賢司	教務主任
4	山本 洋介	CS担当教職員
5	和久田里恵	CSディレクター

令和7年度 西都台小学校運営協議会 年間計画

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等
1	4月23日 水曜日 13:10～15:10 研修室	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針 (2)夢育やらまいかCS加算分について
2	7月23日 水曜日 13:10～15:10 研修室・図書室	熟議テーマ(案) (1)学校・地域の課題について (グループ熟議) (2)前期学校評価の分析と2学期以降の学校支援活動
3	12月10日 水曜日 13:10～15:10 研修室	熟議テーマ(案) (1)後期学校評価の分析 (2)次年度学校運営の方向性について
4	2月18日 水曜日 13:10～15:10 研修室	熟議テーマ(案) (1)次年度学校運営の基本方針について (2)次年度教育課程について (3)学校運営協議会の自己評価 <input type="checkbox"/> 夢育やらまいかCS加算分の報告

なりたい自分を目指し、やりたいことを見つけ、
ともに挑戦し続ける子～たくましく【主体性】しなやかに【協働性】～

たくましく【主体性】	【学校教育目標】	しなやかに【協働性】
～ができるようになりたいな。 ～のような人になりたいな。	なりたい自分を目指し ◇みつめよう	～のような学級・学年にしたいな。 ～のような学校にしたいな。
なりたい自分に近づくために必要な力が身に付くように～をやってみよう。	やりたいことを見つけ ☆つなげよう	なりたい学級・学年・学校に近づくために必要なことや大切なことをやってみよう。
いろいろなひと・もの・ことからたくさんのことを学んでいこう。	ともに ♡かかわろう	相手の気持ちを考えながら、話し合ったり協力し合ったりしよう。
考えたり工夫したりしながら、最後まで粘り強くやり遂げよう。	挑戦し続ける □やってみよう	創造力を働かせながら、魅力ある楽しい学校を創り上げていこう。

キャリア教育 自己理解・自己管理能力:◇みつめよう、キャリアプランニング能力:☆つなげよう、
基礎的・汎用的能力 人間関係・社会形成能力:♡かかわろう、課題解決能力:□やってみよう

目指す子供像:重点目標(◎)・重点施策(○)

たくましく【主体性】	【生きる力】	しなやかに【協働性】
◎なりたい自分(目標)に向かって、やってみたいことを見つけ、楽しく学ぼうとする子	確かな学力【知】	◎対話(自他事)を通して自分の考えを広げたり深めたりしながらともに学ぼうとする子
○主体的・協働的な学びの推進:わかる・できる・かかわる楽しさを味わいながら学びを深める授業づくり ○地域資源(人的資源・物的資源)を最大限に生かした体験活動・探究的な学びの推進	豊かな心【徳】	◎生活上の課題を見だし、話合ったり協力したりしながら自分たちで生活をよりよくなる子
◎正しく判断する力や思いやりの心を持ちながら、自主的・実践的に取り組もうとする子	健やかな体【体】	◎目標に向かって、協力したり励まし合ったりしながら挑戦し続けようとする子
○子供が主体的・協働的に創り上げる魅力ある楽しい学級・学年・学校づくりの推進 ○特別活動・道徳科を核とした自治的能力・コミュニケーション能力を高めるための教育活動の推進		○目標に向かって、協力したり励まし合ったりしながら挑戦し続けようとする子
◎目標に向かって、多少の困難が生じて、最後まで粘り強く挑戦し続けようとする子		
○子供が主体的・協働的に創り上げる魅力ある楽しい運動会や学年スポーツイベント等の実践 ○体力の向上と粘り強さを養う体育的活動の実践 ○健康・安全の意識を高める教育活動の推進		

子供たちとともに創り上げる魅力ある楽しい西都台小学校

学年体制を重視した
学年経営の推進
学年担任への意識改革

発達支援等における
組織的な体制の構築
発達支援教室の有効活用

学級づくり研修の導入
とグループ研修の実践
専門性・指導力の向上

地域資源を有効活用
した教育活動の充実
学校運営協議会との連携

【学校経営目標】

一人一人に寄り添い、一人一人を輝かせる、愛情あふれる学校
～ 心理的安全性の向上・温かく丁寧な生徒指導の積み上げ ～

(様式1)

令和7年4月25日

浜松市立西都台小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 八嶋 志帆 様

浜松市立西都台小学校運営協議会
会長

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和7年4月23日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- 地域の人的・物的資源を活用し、子供たちの学びを充実させるとともに、地域への興味・関心が深まるようにしたい。そのために、CSの活動とともに、地域講師や地域ボランティア(竹っ子サポーター)の充実・拡大を進めるべきである。
 - ⇒ 様々な技術や特技をもった地域在住の方々に講師を依頼し、各教科や総合的な学習等において、「本物に触れる」体験活動を行う。
 - ⇒ 竹っ子サポーターによる学習支援やイベントを行う。活動を通して、竹っ子サポーターの拡大を図りたい。

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。